

現代における「王法・世法」考

——地域における排除の構造と寺院運営の宗教性を巡つて——

坂原英見

一 はじめに

①蓮如論への私の視座

私は本年宗教部会で発表の機会をうけていたので蓮如を論じた。その際私自身の立場をはつきりさせて欲しいといううご指摘を賜った。本稿はその回答を意図したものである。

神秘主義的でしかもより差別性の強いものになっていただろう。」という思いから、蓮如が師の影響をいろ濃く受けているにもかかわらず、理知的でかつ現実的であったのはなぜか、その社会性が何によつてもたらされたのかをさぐりたいと考えたものである。

不勉強のせいもあり、私の発表は的はずれで惨澹たるものとなつた。宗教部会で問われたのは存覚や蓮如ではなくそれを語る私の問題であつたからである。

その前にまず私の宗教部会での発表の内容を申し上げると、私は存覚師の著述を読んだ際、その差別性や神秘主義や独善的権威主義に愕然とした経験があり、「もし蓮如が出現しなかつたならば少なくとも後の本願寺派は

じることによって現代の自分たちの問題を切り開こうとするものと知った。

たとえば『中外日報』によると「大谷光真本願寺門主は『蓮如上人の再発見』というシンポジウムの中で「蓮如上人が『歎異抄』を禁書にしたといわれるのは『濡れ衣を着せられたのだと私は思っている』と『上人を弁護し』その理由として蓮如上人が対機説法に心を碎いたことを指摘し、『相手に応じてふさわしい教えの説き方をせよという蓮如上人のお心が誤解されてしまつたということも一面にある』と語った」というが、記事に間違いがなければ前記の私同様的のはずれの論である。なぜならば蓮如論とは蓮如を語っている本人そのものが常に問われている問題である。自分の立場を別に置いた客観的蓮如論は歴史学者の領域なのであり、蓮如論の意味を誤解した的はずれの発言と言わねばならない。

すなわち私の論でいうならば、私たちの在り方が理性を軽んじ差別を再生産しているのはなぜかを明らかにし、その教学や教団の歴史的・社会的構造における必然性と問題点をはつきりさせなければならなかつた。前記『中外日報』の記事で言えば、「私たち本願寺教団が批判されているのはなぜか」という問題から論じなければならぬ。そこで批判を「誤解」というのは自己弁護であり、

社会的に批判を受けるいわれがないならば「不当」として争うべきである。

ごく一般的には蓮如論は歴史上の蓮如個人の評価を巡る議論だと誤解されているようと思う。私もそうであつたし、前記の『中外日報』の記事の「上人を弁護した門主」という表現も同種の誤認に基づいている。

ではなぜ蓮如論が現代の私たちの問題となるのか。前記の『中外日報』の記事に関するうならば、本願寺派の教學者の一部には「『歎異抄』は好ましくない。読まない方がいい」と主張されている方々がおられる。その発言が個人的なものや研究・発表・討論などであればまったく自由であるし、差別を助長するなど社会的に正当な理由があれば別であるが、得度習礼や僧侶研修などの本願寺の公的研修会にあっても講師としてその発言されている。それに対して宗務当局はその真意を尋ねるところら行つていない。これでは現代の本願寺教団が『歎異抄』を禁書にしたがつてゐるよう思える。

その現代の姿勢がどこから始まつてゐるか求めれば蓮如の「添え書き」に行き着く。それが誤解というのならば現代の姿勢こそが問題であろう。

すなわち本願寺派には支配権力に迎合し、親鸞直筆の言葉さえ墨で塗り潰した苦い歴史がある。それが教団存

②本稿の意図

続のためにやむをえなかつたのであれば、戦後ただちに公表・総括し、自分たちが祖師・遺弟したことを慚愧しなければならない。ところが教団として認めたのは半世紀後である。しかも認めた以上、ただちに慚愧をあらわにし、戦争協力の全貌の調査と公表、教団構造の再点検や支配権力に抵抗し弾圧された念佛者に対する顕彰、さらには国家が行つた統制や弾圧の実態調査や告発に教団あげて取り組まなければならないはずであるのに、何の取り組みも計画されていらない。このようない私たちは本願寺教団の姿勢そのものが問われている。

さらに言えば近現代の私たち僧侶が、権力に媚び国策に追従する一方で差別を繰り返し、尊大で人間のいのちや心を軽んじ、隣の寺が栄えるのをねたみ、口と心が背反し人に反省を求めるくせに自己を顧みる姿勢はまったくない、ただ仏法を食い物にした醜悪きわまりない生き物であるという事実。私たちはまさに川本義照師のいう「一枚舌のアジテーター」そのものであるという事実こそ問われているのである。そしてその姿勢が「王法為本」や「真俗二諦」なる言葉に依拠して正統化あるいは黙認されてきたのみならず、現在も増長し繰り返していることが隠しようのない事実として批判されているのである。

前項の趣旨と背反するようだが、私は歴史の中の蓮如に関して次のようないいを抱いている。

差別・王法とはそれによって不当な利益を得る人々が作り出している虚偽である。虚偽への隨順を勧め、差別を怒ることも不実を見抜き戒め合うことすらも退ける「王法為本」思想・「真俗二諦」思想が眞実信心であるとはどうしても納得できない。その意味で蓮如は門主として教団を率いるために、虚偽を筆にし、差別的な思想を説いたと思う。一方、平座や講などの蓮如の実践への評価は社会的に低すぎると思う。

蓮如の思想が差別的であるといえば蓮如に傷が付くとは少しも思わない。差別とは集団で行う拷問である。堪え難い拷問の中でそれでも手を合わせ続けてきた人々に『御文文章』を手にした私たち僧侶はなにをしてきたのか、それをこそ思うべきである。

本願寺教団は「俗諦」の一字のもとで穢寺僧とされた方々に学ぶことも許さず、被差別身分とされた方々には聴聞の扉さえもとざし、罵声をあびせて排除してきた。それを助長した「真俗二諦」の重さはまさに本願寺教団の歴史的罪業の重さと同等である。

昨年知られたことだが、私の所属寺では、解放令が出てたころ、私の先祖である当時の住職は被差別部落の方々を受け入れなかつたという。それを知った時に私は先祖を痛恨に思った。しかし次第に考えているうち、私はこの門徒から「あなたのお寺は格があつて、なかなか門徒に入れて貰えなかつた」と時々耳にしていたことに気付いた。私はその言葉を心地よく聞いて育つて来たのである。私自身が現在なお差別者であり、その意識はまぎれもなくかの先祖以来脈々と受け継いでいるのである。

断じて昔の先祖の話ではない。

川本義照師は「あらゆる蓮如擁護論は無意味である」と述べておられる。私はその立場を取らない。現代の私たち自身が仏法為本を実践しているかどうか、それこそ論じられるべきである。もし歴史的条件を等しくしたならば私たちの姿は蓮如に遠く及ばない。少なくとも蓮如は生存の危険・教団存続の危機の中で「真俗二諦」をとなえた。私たち現代の教団や僧侶はただ自分たちの発展や活性化という名目で社会に迎合している。それは「真俗二諦」ですらなくただの俗にすぎないとすら言えよう。川本師のアジテーションはご自身の意図に反して、蓮如論を現代の自分たちへの警鐘や批判とする意義すら奪い、単なる歴史人物談義に埋没させるものとなりはし

ないだろうか。私はそれをおそれる。繰り返すが、蓮如論においては現代の私たち自身がどのような在り方なのか、それこそ論じられるべきであり、本稿の意図もそこにある。

二 現代における「王法・世法」考

①地域行政と氏神信仰・神楽をめぐって

私の住む村は中国山地の中央にあり、人口二〇〇〇人ほどで過疎率日本一に三度なつた寒村である。村では神樂が盛んで、行政のお金を使って盛んに神樂を演じている。昨年には行政コスト削減のため地域を常会組織を中心とした公民館制度から行政区制度に変えたが、それで公民館単位で行われていた神樂もまた行政区の行事になつた。また教育現場では中学校においては毎年文化祭で神樂が学年男子全員参加で演じられており、さらに村に一つの公立保育園においても本格的な子供用の大きさの神楽衣装・面・楽器が準備され、発表会において年長組は男女全員参加で神樂を演じることとなつていて。もちろんどちらも行政のお金が使われている。名目は地域文化の継承というものである。私が子供のころは保育

園から中学校まで学校で神楽にせつしたことはなかった。昨年私の長男が保育園に通い始めて初めて神楽が行われているのを知り、大きな衝撃を受けた。少し聞いてみると、私の一年下の世代から中学校で恒例になったとのことであり、私の弟はお寺の次男ということで、中学校の神楽に参加することを親は黙認したという。村のお寺の中には、神楽を子供にさせるのがいやでわざわざ遠い広島市の私立中学校にいかせられた方もおられた。

当村の神楽には県の無形文化財になっている「鈴合わせ」というものがある。これは確かに古くから受け継がれてきた舞いであり文化遺産といつてもいいかも知れないが、踊りが単調なためか学校で演じられることはなく、保育園や中学校で多く演じられるのは「大江山」などの神楽である。これは有名な酒呑童子の物語で源頼光が坂田金時などとともに酒呑童子という鬼を退治する勧善懲惡の物語であり、酒呑童子は姫をかどわかし悪口雜言を撒き散らして殺される。かつてその悪口の中に「くそ坊主」という台詞も入っており、中学校では父兄の指摘で台詞から除いたというが、その父兄は自分の子供に「おかしいね」といったところ、「悪口」を言うから鬼が殺されるとだから別にいいじゃないか」と、まったくの勧善微惡の返事がかえってきておおきな衝撃を受けたという。

このような勧善微惡思想は「大江山」以外の「キツネ」や「オロチ」など殆どの演題にも一貫している。かつてこれらの神楽に送られて「庸懲の聖戦」へと兵士が出現していく。従軍した兵士の日記類を読むと一樣に中国政府などに対する「庸懲」や「懲らしめ」という言葉が散見される。戦後この庸懲思想の反省が教育界でなされているのであろうか。子供の保育園の発表会が極めて苦痛なものになった。

私や父が保育園や教育委員会に対して、伝統とはいえ神楽が氏神信仰にねざした宗教であり庸懲思想を普及するから教育現場では止めてほしいこと、せめて学年全員参加とせず、自由参加にしてもらいたい旨を口頭でお願いしたが、「困難」ということで公立の保育所から私立の幼稚園に変えた。その際、公立の先生はご努力下さったが、「地域文化の継承」や「地域の人々が楽しみにしている」という言葉を繰り返され、困惑した顔を向けられた。

地域への貢献は本来行政が担うべきものであり、住民はそのサービスを受けて税金を払うものであろう。行政が住民に地域への貢献を求め、教育が地域に貢献する人材を作ろうとすることは明らかに「お国のために働く」人を作り出す構造である。

地域への貢献は自由意志で自分達のためにするもので、貢献しなくとも批判されなければならない。

しかし特に働き手のない過疎地では行政も住民も相互に補完していかなければ生きしていくのが困難であり、村全体が官僚化せざるをえず、地域活動に協力できない人はどんな事情があつても地域全体から著しい批判をうけれる。そのため村民の多くは万難を廃して地域活動に駆け付けている。一人ぐらしの老人や体の悪い方も無理を押して出されている。地域行事に出でていないものは「急げ者」「我が儘」「もうけることしか頭にない」とその行事で陰口を言っているからである。體順するものは評価されまつろわぬものは何もしていないので排除される構造であろう。私はこのような在り方こそ氏神信仰そのものであり、天皇制を支えている下部構造であろうと感じている。

②現代に生きている王法・世法

蓮如の教団が直面していた社会的圧力は、王法や世法からの圧力であったと思う。この内厳密にいえば王法と

世法とはその性質を異にする。王法を守ることは蓮如の言葉で言えば「守護・地頭を粗略にしないこと・年貢

をおさめること」であり、世法をまもることとは「五常：仁義礼知信：を守り、世間の法を粗略にしないこと」であつたろう。この両者はしばしば合体し、蓮如にあっても判然と区別しては用いらねなかつたと思う。しかしここでは少し区別して考えてみたい。

王法とは支配権力の意志であり、それをなりたたせる構造である。一方世法とは第一義的には社会民衆の多数者が持つていていいるイデオロギーであろう。そして王法の力が最も強固になるときが、世法と一致し或いは世法を利用する時であろう。時の権力者といえども民衆の声が高まれば権力の地位から去らなければならぬことは王法と世法とが微妙に相違する証左と思える。

一方権力者は自己の地位をまもるべく世論を操作することも古来不变の在り方であり、世論は社会多数者の目先の利益に合致すればそれと引き替えに王法に迎合する。その意味も含めれば世法とは王法によって操作された社会意識と考えることができよう。蓮如が世法としてしばしば五常をあげていること、また王法との区別を判然とさせていないことはその好例であり、権力の構造をよく知っていた証拠ともいえるであろう。

私が現在直面している神樂をはじめ地域行事に感じてゐる問題性は、地域の民衆の多数者が持つていていいるイデオ

ロギーである点・従わなければ自然に排除される社会構造となっている点など、まさに王法と一体化した世法（以後これを便宜上「王法・世法」と呼びたい）が具体的な圧力となって人権をむしばみ、住民を國・公益や地域の利益に貢献させる強制力となっている部分である。

王法・世法論としていえば、この社会多数者・強者により少数者・弱者の人権がむしばまれる構造そのものが王法・世法であろう。その中でも神楽や地域行事の問題を通してより具体的に理解できる点は、社会多数者が支配感・責任感を感じることがないまま相互に他者を國・公益に貢献させていく部分、意識化されないまま少数者・弱者を排除していく部分構造である。先に述べたように私はそれこそ氏神信仰の核であり天皇制の基盤構造と受け止めている。

③王法・世法の一部と化していた寺院運営

前項では主として神樂と公教育・地域行政行事の関係から現代における王法・世法の問題を考察したが、ここでは真宗寺院の運営を考えてみたい。

本願寺派の寺院は地域や寺院によってその運営形態はあまりに異なるのであくまで私の所属寺の実践例で考え

たい。

いわゆる靖国問題や、糾弾会・同朋三者懇による学びによって、私は從来の寺院運営の在り方に疑問を感じざるを得なくなつた。私の所属寺では、戦前の「奉賛会」以来の組織構造をそのまま戦後も保持し「門信徒会護持会」という名称で維持組織を作つてある。そこでは「常会」という隣組的な町内会組織に依存して法座の案内・世話や本山関係の諸費用及び護持運営費などの収納のために各常会（以後便宜上町内会と呼ぶ）から一人づゝ世話方を出してもらい、お世話いただってきた。

なかでも費用の依頼は会費名目で門徒各戸同額・信徒各戸同額で一律とし、それを町内会組織の会合の場で世話方が集めることにしてきたのである。そのため熱心な世話方になると門信徒以外の方からも「地域のお寺で、葬式になれば世話になる」などの理由で、一定の金額を納めさせる事態にまでいたつっていた。勿論反発や疑問視する声はあつたが「吝嗇」と町内会で揶揄されるために、また近隣のお寺やお宮の費用も税金の一部も同じようなシステムで集められていたため、よほど確固たる信仰を持つた一部の方以外は他宗派の方もお金のない方も強制的にださされていたのである。

そこで住職である父と総代の方々にはかり、必要な金

額の総額とその一戸平均の金額とを明示した上で、なるべく自由意志でお出しいたくために世話方が町内会の会合でを集められることを止めさせていただき、できれば各戸直接振り込んでいただきたい旨を文書でお願いする一方、総会の席でこれまで不當にお出しいたいた方々に対し、寺として公式に謝罪した。

その上で靖国問題の要点、また糾弾会でただされた寺院運営の問題点（寄付金の張り出しなど）をご説明し、金額は自由でかつ公開しないことを確約し、一戸平均額は目安にすぎないことをご説明して、自由意志でのご協力を仰いだ。

総代の方もご理解をよせて下さり、人に「自分はどちらいだせばいいか」と尋ねられるたびに繰り返し趣旨をご説明されつつ金額を口にされなかつたこともあり、混乱は生じたがおおむね好意的に受け止めていただいたと思う。

心配していた総額も今まで拒否しておられた方が逆に出されたりそれまでの倍出された方もおられ、必要額を上回った。自由意志でなければ喜捨とは言えないといふことを肝に銘じてさらに徹底したいと思う。

このような現場実践の中で様々な声を聞かせていただいたが、少しづつだが全戸一律といった官僚的在り方を

批判する声や、地域にあっても参加は自由という声も増えてきた。また「お寺が必要かどうか考えるのは自分たちだ」ということを熱心に語る方もおられた。また地域の共同体が崩壊するのを危惧する声もあった。

中でももっとも注目したのは、それまで「神仏一体」とい、宮と寺とは一緒という声に悩んでいたが、その声がまったく消えたことである。現在のところお宮の氏子会では「宮は寺とは違う」ということで先述したよう

に町内会組織に依存して集めておられ、「一緒」という声は完全に避けられるようになった。これは予想しておらず驚いた。

あらためて思うことだが、今まで私たちは言葉で「神仏はちがう」と説明してきた。しかし同じ構造で經營されていれば、両者は同じなのである。つまり、お金に対する姿勢・人に対する姿勢・人間の見方には必ずその人やその集団の信仰や信条が現れる。それが同じであれば言葉がどれほど違っても実際は同じなのである。嘘はつけないものだとあらためて思った。

神仏分離令以後、寺と宮とははつきり別のものとなり、私たちは仏教徒であることを自明のものと思ってきたが、今い今まで実は同じ性質の信仰団体であり続けたのである。寺と宮とは相互に補完し合って「少数者・弱者を

排除あるいは弾圧する」という地域の信仰・社会意識を作り出していたのである。私たちの寺もまた神楽とともに王法・世法の一部と化していたことを認めざるを得なくなつた。

三 結び

序論で私は「蓮如に遠く及ばない」とい、「『真俗二諦』ですらなくただの俗そのもの」と述べた。それは本論の実践から思うことである。「俗」とは「王法・世法」であり、私たちはまぎれもなくその使途であったと思う。

このように、私たちの寺院構造は古くより「愛山護法」とい、寺院護持への貢献を仏法より前に置き、価値規範として重んじてきた。その構造こそ宗派を超えて「王法・世法」に帰一させるものではなかつたろうか。本稿の結論として寺院運営そのものから私たちの宗教性・信心のありようを反省しなおすことを提起したい。

また一方、本論で述べたように「現代における王法・世法」として多数者・強者による少数者・弱者の抑圧や排除の構造、すなわち多数者が意識することなくただ迷惑そうな顔をするだけで少数者・弱者を追い詰める構造を告発したい。それは地域などの自己集団への貢献を価

値規範とする中で必然的に生じる構造である。公教育や地域行政においては自由意志や自立した人権の尊重を是非とも留意していただきべく努力を続けたいと思う。

(後注) 誤解がないように付言すれば、私は神樂を根絶やしにせよというのではなくない。公教育や地域行政の氏神信仰的在り方を問題視している。住民が自由意思で私的に行う一切の行事は他者の人権を毀損しないようにならねばならない。しかし、それによって社会的・精神的に抑圧されないように: 行われるならば、全く平等に認められるべきである。

そのように維持されるならば宗教行事であっても芸術や文化として古い伝承が伝えられていく意義も深々と認められると思う。